

News Letter

Vol.
31

再度山からの神戸眺望

CONTENTS

◆ **特集** あすの会解散とひょうご被災者支援センター

* シンポジウムレポート

・ 基調講演「あすの会を振り返って」 P.2

・ パネルディスカッション P.6

* 寄稿「あすの会と私」 P.11

◆ 役員のコラム P.15

◆ 私の健康法 P.15

◆ 身近にできる社会貢献活動 P.16



ひょうご被災者

検索



シンポジウムレポート

2018年6月に解散した「全国犯罪被害者の会」（あすの会）の成果を振り返るひょうご被害者支援センター主催のシンポジウムが、11月4日、神戸市中央区の神戸風月堂ホールで行われました。「あすの会」は2000年に設立し、被害者の権利保護をうたう犯罪被害者等基本法の成立や、刑事裁判への被害者参加制度の実現、殺人などの凶悪犯罪の時効撤廃などに大きく貢献しましたが、会員の高齢化などで解散しました。

今回のシンポジウムでは、元「あすの会」顧問の諸澤英道常磐大学元学長の基調講演と、元「あすの会」会員の林良平氏、寺田真治氏、後藤啓二氏によるパネルディスカッションも行われました。

当日参加された会場の方からも活発な質疑応答がありました。

 基調講演「あすの会を振り返って」

元「あすの会」顧問 常磐大学元学長 諸澤 英道



●あすの会と私

2年前に大学を辞め、ライフワークとして「被害者学」を出版した。被害者支援はどうあるべきか、1年かけて1000ページ書いた。

「あすの会」の活動を振り返りたい。結成されたのは2000年1月。^{*1}土師さんとはその年の秋、大阪での第2回シンポジウムで知り合い、密なお付き合いが続いている。その関係で01年、^{*2}井関勇司先生ともお会いした。

「あすの会」が大きな成果を上げたのは、2002年のヨーロッパ調査団によるところが大きい。これがなかったら、参加制度はできず、関連するいろんな制度ができなかった。私も手伝い、主にドイツの現地手配をし、裁判官による参加制度の模擬裁判をしてもらった。NHKが同行取材し、帰国後に編集して3つのバージョンを作り、日本語訳を付けたものが、法務省その他を説得する材料になった。あのビデオを見ると「日本でもできるな」と思える。

出発前は不安だった。被害者が参加したらいろんなことを言って暴れて裁判が混乱する、と反対

する人から言われたが、^{*3}岡村勲先生が行く先々で尋ねると、全てで同じような返事が戻ってきた。「そんなことはない。もし混乱するなら、裁判官の能力の問題だ」と。私と岡村先生のほかに7人の方がいて、いろんな形で努力されて、大きな成果をあげられた。それに支えられ、全国各地の「あすの会」の皆さんが署名活動をしたのもすごかった。56万人の署名が集まった。被害者問題で56万人も集まるわけではない、というのが当時の日本社会。でも今は前置きなく、具体的に何なんだというところから話ができる。時代は変わった。

しかし「あすの会」は解散する。これからどうなるのだろうという不安がある。「あすの会」が2000年にでき、04年に基本法、07年に参加制度ができ、08年に施行された。施行されるのがはつきりした段階で、岡村先生から解散の話が出た。

09年、国際被害者シンポジウムが茨城・水戸で開催され、岡村先生が講演し「被害者が権利獲得の先頭に立って戦うのは、日本が最初で最後の国であってほしい」と言われたが、これを世界中

*1 P11参照

*2 ひょうご被害者支援センター理事長

*3 弁護士、元「あすの会」代表幹事

の学者は理解できなかった。国連が中心になって、日本をモデルにして、遅れている国に働きかけようとしていたのに、こういうことはやらないでくれと言ったからだ。

「あすの会」は逆風と戦いながら歩んできた。それが20年間続けられない最大の原因。猛吹雪の中で、渡り鳥がもうこれ以上飛べないと言って、南海の孤島に飛び降りるような、そういう状態だと私は理解している。これ以上続けてくれとはとても言えない。

私も逆風の中にいた。私は学者としては異端児、被害者の権利などという学者はいない。最近でも数えるくらいしかいないかもしれない。犯罪被害者等基本法ができてから、そういうことを言う人が増えたが、私は被害者に向けた論文を書き、バッシングを受けたが、これが私の一里塚になった。

●被害者支援の歴史

国民の基本的な人権を侵害された人が被害者。生きる権利を侵害されたら、当然国はその回復のため元の生活に戻す全面的な責任がある。被害者には「回復する権利」がある。回復するプロセスにいくつかの権利がある。例えば、知ることができる、捜査や裁判に関わることができるなどだ。

「あすの会」がなかったら、私の理論は日の目を見なかった。マイナーな学者が注目される学者になれたのは、「あすの会」のおかげ。法律を変え、世論を変え、制度を変えた。その結果、私が考えたことが正しいことだと今の日本ではなっている。今のこの状態は数十年間、世界的に変わることはないと思う。

世界の長い歴史の中で、紀元前2200年くらいからハムラビ法典があって、「目には目を」「歯には歯を」と書かれている。18世紀中ごろまでその考え方が世界中を支配していたが、人権問題が出てくる。その一環として犯罪者側の人権問題が出てきた。それが、20世紀中ごろ—1950年代に方向転換する。

かつてやられたらやり返す時期を黄金期、その後は犯罪者の地位が上がって、被害者側から見れば衰退期。20世紀中ごろ、それはおかしい、被

害者のことをちゃんとしなければ一となって、そこから復興期、リバイバル期になる。現在はリバイバル期の中にいる。

●45年の遅れ

日本は諸外国に比べ、こういう発想になるのに45年くらい遅れている。被害者の支援活動が始まって活発になるのは欧米は60年代～70年代、日本は90年代中ごろ。私が茨城・水戸に被害者支援センターの第1号を作った。当時の水戸被害者援助センターで、その後法人化していばらき被害者支援センターになったのが95年。それから全都道府県にできた。そういう軸足で見ても、30年くらい遅れている。被害者の権利に関して法律的に明記されるのは世界的には70年代、日本は2004年の基本法。参加制度は、日本は2008年から実現したが、世界的には1985年、ヨーロッパ評議会が加盟国に被害者に法的地位を与えよという原則を作り、一応EU加盟国がそれなりの参加制度を作っている。アメリカは州でいろいろだが、全体では参加制度は原則NOで、それよりは日本は進んでいるが、EUに比べたら完全に遅れている。

●見舞金でスタート

1963年から被害者運動が起きた。81年1月1日、犯罪被害者等給付金支給法が施行された。世界は補償、国の責任でお金を出す、日本は見舞金としてスタートした。その後改正されて性格は変わってはきた。市町村が動き出したが、せめて支援金、援助金など別の名前にならないかと思う。見舞金は出す側の都合でいい。補償は権利。見舞金は、知らないまま時効が来たらもらえないケースがあった。「もらえるんですよ」という担当者の説明が必要だ。基本原則をどう考えるか。権利と考えることで、担当者の気が変わる。そういうことは国より市町村の方がよかったりする。

●被害者の話が一番

兵庫は「第二のふるさと」でいくつかの付き合いが続いている。

2000年5月、犯罪被害者等関連法が成立した。

傍聴を配慮してもらえると法律ができた。その前年、和歌山弁護士会の有志の被害者支援弁護団が被害者の刑事裁判の優先傍聴を実践した。裁判官が「YES」と言ったらでき、「NO」と言ったらできない時代。それを突破して、弁護団の数人が大変な努力して、日本の優先傍聴の第1号のケースを作った。法律がなくてもやればできるというケースだ。

翌年、土師さんと出会った。兵庫で被害者の会を作ろうという話になった。被害者が加わっていない支援センターはあり得ない。かつて被害者だった人が立ち直って支援に入る。経験したことがもとになっているから、こんなにいいテキストはない。90年代、支援組織に被害者が入らないのはおかしいと言ってきた。

90年代、大学教授が壇上で知った顔をして、間違ったことを言っていた。私は犯罪学をやっていた時から、現場を知らなくて理論はありえないと思っていた。被害者学に転向してからも基本姿勢は変わらない。

被害者の話が一番いい。偉い学者の書いた本を読む必要はない。被害者の話をたくさん聞いて、それをインプットして自分なりに整備していくと一つの体系ができてくる。その体系は世界的に言われていることとまず変わらない。

●PTSDについて

1995年の阪神・淡路大震災の年、神戸に何度も来た。災害支援ネットワークを立ち上げて理事長になった。被害者の心のケアをする民間支援組織を作ろうということになり、国際的組織を神戸で作った。世界最大の被害者支援組織であるNOVA(アメリカ)を呼んで、支援活動を行った。大学生など若い人が熱心に協力してくれた。この時、英語で読んで、日本語に直したが、PTSDの日本語訳がわからなかった。PTSDについて、自信を持って新聞やテレビで語れる専門家は誰もいなかったが、私はいろんなところでPTSDの話をした。今は知らない人はいない。「心のケア」という言葉はマスコミが作ったと思うが、国際的に通用しない。国際的に共通的に理解されていることが、日本の中では必ずしも理解されて

いない。

●日本の被害者支援には「なぜ」がある

なぜ日本は「被害者」の支援ではなく、「犯罪被害者」の支援なのか。日本は警察庁が非常に熱心に取り組みされたということがあり、追いかけるように検察も動いた。だから立ち上げの時は非常によかったが、ある程度軌道に乗ったとき、「犯罪」という言葉が邪魔になった。一般市民が動く支援に犯罪かどうかは関係ない。被害者がいて、それをどうするかと言う問題から始まる。日本は警察が捜査して、これは事件になるか、犯罪といえるかの選択が最初にされる。警察、検察はそれでいいが、民間はダメ。犯罪になるかどうか関係なく、現に被害者がいたら手を差しのべる。世界の5つの代表的な組織は全部犯罪と言う言葉が入っていない。これは被害者問題であって、犯罪被害者ではない。

兵庫で立ち上げる時、「犯罪被害者支援センター」ではなく、「被害者支援センター」でなければおかしいと言った記憶があるが、実際そうになっている。それから「支援団体はなぜ擁護活動をしないのかと専門家は言うが、制度的に無理なんですよ」と被害者を説得させることを言う。制度的に無理でも「よくわかる。何とかできないか一緒にやろう」と、ダメもとでやるのが支援。これがアドボカシー、擁護と言う訳になっている。支援をやる人のイロハのイ。問題を抱えている時に、「それは制度的にできない」と言っただけはいけない。「NO」と言ったら絶対いけないのが世界の被害者支援のイロハのイだが、日本では今もって「NO」と言う人がいる。「制度が無理なら変えてもらおう」と言うのが被害者支援。日本では被害者による被害者のための運動が被害者支援だが、世界では、支援者による被害者のための運動だ。被害者が支援の先頭に立つのはあり得ないのに、唯一日本だけは被害者が先頭。傷つきながら、先頭を切って支援する。だから「あすの会」は続かない。これからどうするんだ、受け皿はどうするんだ。「あすの会」は戦う政策集団と言われたが、そういうものがなくなってしまった。

●自助グループについて

自助グループの価値は否定しないが、たとえば、アルコール依存症の問題は、本人が気持ちを何とかしないと改善できない。本人の心を切り替えることが大事で、それがセルフヘルプグループ活動。だが、被害者支援の世界では自助グループ活動は非常にマイナーだ。それなりに意味はあるが、過剰評価してはいけない。「あすの会」のように目の前にある本体を変えなければ、少なくとも変える努力をして、結果的にダメだったら被害者はあきらめる。戦わずにダメと言われたら行き場はない。信頼している支援者からいきなり言われたらどうか。こんなにひどい、冷たい国はない。

支援の直接は当たり前で、だから直接支援などとは言わない。英語でダイレクトサポートはまず使われていない。間接支援はあり得る。電話相談は直接支援。顔を合わせないから間接支援と勘違いされた。

早期支援は72時間、3日以内。支援はどんなに長くても1カ月以内に関わるものが早期支援。それ以上は使うべきではない。

●二次被害について

90年代、死刑停止連絡協議会などで被害者の権利をテーマにした講演をしてきた。被害者の人権がテーマで、たくさんの敵を相手に話をしてきた。99年、初めて二次被害の話を、兵庫と長野で行った。都道府県市区町村レベルで、条文に必ず二次被害と再被害を防ぐの2つをワンセットで入れてくれと一昨年から言い始めた。初めてそれが入ったのは北海道。大分県は二次的被害と「的」が入った。

兵庫県で作るとき、ぜひ二次的の「的」は入れないでほしい。これは誤訳だ。警察庁が間違えた使い方をしているから変な言葉になった。今、林良平さんが取り組む大阪府の草案にも、二次被害と入った。これからは被害者支援条例を作るとき、二次被害を防ぐということが必須アイテムになる。再被害もそうだ。

●「あすの会」のパワー

DV、ストーカー、ハラスメント、虐待、いじめなど、繰り返されるものを防ぐというのは、従来の犯罪防止と違う。安心安全なまちづくり条例の感覚とは違う。犯罪にストップをかけるのは被害者支援だ。防犯より前に、被害者を支える中で、再びやられることのないようにする、市役所の窓口で被害者の情報が漏れるなどとんでもない話があるが、そういうものも含めて努力が必要だ。

2015年、私と岡村先生の間で「あすの会」をやめる合意をし、実際にはそれから3年かかった。学会の重鎮たちに「岡村を黙らせる」と怒鳴られた。「あすの会」が頑張っていて、当時日本を牛耳っていた学者たちからすれば、うるさくてしょうがないのだろう。それを黙らせることができるのが唯一私だと。私は岡村先生の懐刀だったが、最初の10年くらいは2人の関係は一切わからないようにしていたが、そのころは、諸澤が一緒らしい、と気が付いて、諸澤を通じて黙らせるしかないという感じだった。

よく帰りに運転しながら岡村先生と携帯で話した。先生が頑張っているなとうれしくなった。

難産の末に「あすの会」は生まれた。立ち上げのとき、雑音の中、誰を信用するかというとき、結論として岡村先生は林良平さんを信じた。外野席でいろんなことを言う人を信用していたら、「あすの会」は別のものになっていた気がする。誰を信用するかが上に立つ者の大事な素質だと思う。

「あすの会」で最初に刑事裁判の被害者参加をやると言うのには驚いたが、それを10年足らずでなし遂げたのは、「あすの会」のパワー。もちろん岡村先生の実力や人脈もあるが、「あすの会」の皆さんの熱意が一丸となり、弾丸のように動いたから実現した。世界から見ると、これを10年で実現した日本はなんだったんだ。これは自分の国ではできないと。今後こんな国は出ないと思う。

被害者が先頭に立つなんてとんでもない。立つべきは私たちだ。

パネルディスカッション

「これまでとこれから… 支援者へのぞむこと つなぐこと」

小寺 「あすの会」との関わりや思い出を。

林 1995年、妻が犯罪の被害に遭った。当時、犯罪被害者には何の権利もなかった。妻は生きており、医療費がかかるが、それをなぜ被害者が負担しなければならないのか。新聞やテレビに訴え、「犯罪被害者の権利を確立する当事者の会」を立ち上げた。1997年に動き始め、98年に立ち上げ、機関紙「クライシス」を発行した。途中で岡村勲弁護士が読売新聞に書いた寄稿文「被害者に扉を開け」に出会い、「クライシス」を送った。東京で岡村弁護士に出会い、シンポジウムをやらうとなり、翌年1月に開いた。

「あすの会」は生みの苦しみより大きな成果が残ったのは誇らしい。が、経済的補償の問題解決は「あすの会」が解散した今、どうしようもない。その時代を生きた被害者はフェイドアウトしていくしかないのか。悔しい思いと助けてほしかったと言うのが本音だ。

寺田 被害者の権利を確立するため懸命にやってきた。うちの事件は2003年2月。既に「あすの会」が設立され、全国で署名活動が展開され、2月22日、三宮センター街でも行われた。うちの事件は2月21日で、縁を感じた。関西集会は月一度。6月に初参加し、199回ほぼ参加した。「あすの会」総会も毎回、東京まで行った。被害者参加の模擬裁判にも参加した。

「あすの会」にはお世話になった。一番は時効撤廃。時効撤廃は法務局が勝手に動いた印象があり、殺人罪だけの適用は残念だが…。殺人未遂でも生活を破壊される。時効を迎えた時の、林さんの悔しい顔は忘れられない。悔しい思いの晴れる法律を作ってほしい。

後藤 支援者として「あすの会」に関わってきた。元々警察庁にいて、兵庫県警の勤務もある。警察は昔は被害者に寄り添っていなかった。組織として十分でなかった。警察の関わりは初期

パネルディスカッション出席者 プロフィール

諸澤 英道 氏

元「あすの会」顧問。日本における被害者学の第一人者。常磐大学元学長。

林 良平 氏

1995年に看護師だった妻が路上で暴漢に刃物で刺され、重傷を負う。元「あすの会」代表幹事。「あすの会」の創設者の一人。

寺田 真治 氏

2003年、妻が強盗目的と思われる犯人に路上で刺され死亡。同年6月から「あすの会」の活動に参加。関西集会運営委員長を務める。「六甲友の会」の中心メンバーでもある。

後藤 啓二 氏

弁護士。元「あすの会」副代表幹事。2005年に警察庁を退職し、弁護士登録をする。NPO法人「シンクキッズ子どもの虐待・性犯罪をなくす会」の代表理事。

コーディネーター 遠藤えりな・小寺 麻紀

(ひょうご被害者支援センター犯罪被害相談員)

で重要だが、犯人逮捕以降は検察庁と裁判所の関わりが重要になる。「あすの会」が成果を出すまでは、対応は無茶苦茶だった。

2005年に警察庁をやめ、すぐ「あすの会」に参加した。被害者と家族がここまで運動するのはおかしいが、そうしないと行政も国会も動かない。それは今も変わらない。日本は、被害に遭った当事者がプライバシーをさらけ出して訴えないと動かない。

虐待される子どもは犯罪被害者だが、児童虐待防止の取り組みが進まないのは、被害者である子どもが声を上げられないから。加えて、本来立ち上がるべき親が加害者だから。第三者の支援者は無視される。「あすの会」は成果を上げたが、当事者が立ち上がらないと動かない社会。本当は第三者、行政、立法が動くべきだが、そうではない。当事者が動いたことはすごい。

解散は残念だ。他の団体が受け継ぐべきだ。支援者、団体だけでは今後困難ではないか。「あすの会」の築いた土台を基にできるだけことはやっていきたい。行政の理解には時間がかかる。「NO」から入るのではなく、何とかやってみましよう、やってほしい。政治は今までで

上に前向きになってほしい。国民は被害者の立場に深い同情と敬意を示し、活動してほしい。

諸澤 日本の被害者支援は私支援する人、あなたされる人と言う構図で語られた。被害者が主人公で、周りが支えるのが基本。アメリカで2016年、「全米犯罪被害者権利週間」があった。日本は「犯罪被害者週間」。全国被害者支援ネットワークの当時の中心的な人は「犯罪被害者支援の日」を提案した。そんな感覚の国はない。今は違う。かなりよくなっている。

「あすの会」案は「権利週間」。結果的に権利という言葉は入らなかったが「犯罪被害者週間」になってまあまあ。「権利」というキーワードが隠れている。今までは支援する側だったから、被害者がどんな苦勞をして助けを求めているか考える人はあまりいなかった。世界的には、支援してもらう人がどうかを考える。被害者が30分くらいで行ける支援センターに行って、何か支援してもらうのがあるべき姿。被害者の立場に立って支援システムを作る必要がある。

ドイツは人口20万人に1つの支援組織がある。アメリカは人口3万人に1つ。日本なら、1つの県に10の支援組織があつてドイツ並みだ。かつて人口10万人に1つと書いた。茨城県でも5～6つできると考えたが、今も一つしか支援センターがない。10万人以上の市には被害者支援条例があつて、その窓口は何でもやる。そして民間の支援センターや警察、弁護士会と提携するのが、近い将来の日本の理想だ。

林 プロフィールに元「内閣府民間団体の援助に関する検討会」構成員とあるが、私の人生にとって非常に不愉快な思いだ。諸澤先生が民間団体の熱い思いを語られたが、私はこういう重たい犯罪の支援救済には、民間団体ではなく、法、地方自治体の条例によってまず救済されるのが先だと思う。民間団体は付随してやるべき。でないと、犯罪という被害に遭った人たちの権利を民間団体が救えるという誤ったメッセージを社会に送ってしまう。検討会の構成員になって、本当に腹が立った。「あすの会」が署名活動をしたとき、書面でお断りしますと送ってきた。

基本法ができる時に、17の自治体が国に意見書を出してくれたとき、民間団体は何をしていたのか。内閣府に金くればかりやっていると信用できない。大阪の早期支援団体も全国被害者支援ネットワークに組み込まれてしまった。犯罪被害者支援条例が全国で広がらないことを考えてほしい。ネットワークの存在が錯覚を生んで、これで大丈夫だと。そうじゃない。被害者にとっては条例のある都市とない都市で格差がある。まず条例に救われるべきで、条例の不足を民間が補う。権利として被害者救済があるべきだ。

人形劇団「クライシス」で「悲しみの果てに絶望」を全国公演してきた。そのセリフで、「刺されて、殺されて、切り刻まれて、チップまで」と書いた。司法解剖を警察にお願いされて、泣く泣くOKしたのに、そこからの帰りのタクシードライバーは被害者負担であり、「不浄な話だからチップを出しといてくれ」と言われたと、関西集会の中で出てきた。これは社会常識から外れている、ということでこのセリフを入れた。支援者の皆さん、こういう細かい話をまとめて、社会に訴えるセンスを持ってほしい。意欲を持ってほしい。

大阪の条例を作る懇話会で、「あすの会」解散の代わりとなる制度設計する仕組みをこの中に入れてくれと。「あすの会」の代わりをしてくれるものを入れてくれと言ってきた。「あすの会」が作ったものも時がたてば古くなり、改編しなければならぬ時期がくる。そこがわかるセンスを持ってほしい。「あすの会」はフェイドアウトするが、支援者の皆さんは、自分たちがやるんじゃなくて、条例ができるための努力をすることが被害者への一番の支援と自覚してほしい。

寺田 糸操り人形は非常によくできていて、私は何回ビデオを観ても泣いてしまう。今年、神戸市でグリーンケアの講習会で観てもらった。先日は、それが縁で神戸松蔭女子学院大学でも観てもらった。人形劇は感動を呼ぶ。被害者の実情を思い出してもらえる。実写にできないか大学の演劇部に相談したりもした。

林さんも言ったが、司法解剖が終わって病院

の駐車場でタクシーを待ってる時、警備の人から「運転手さんにチップをあげといてね。運転手さんも大変なんやから」と言われる。運転手も大変かもしれないが、こっちも大変だ。病気とかである程度覚悟ができているのと、いきなり死亡されましたと言われるのとは、やっぱり違う。身内の死を突き付けられ、切り刻まれて、その上チップまで…。他府県で起きた時は越境すると、被害者にも交通費や搬送費がかかったりする。その身にならないとわからないところがたくさんある。

林さんも、昔のネットワークに怒っている。本当に怒ってるのは国や県や市町村に対して。「基本法ができたのにまだ十分じゃない」と怒っている。やっぱり身近な基本の単位である行政の方々がその気になって動いたら、立派な条例もできて、支援もできて拡大してくる。そこに民間のボランティアの力を結集して、それが大きな輪になっていけたらいい。やっぱり犯罪はどうしても起こってしまうのかなと、寂しいけれどそういう気持ちがある。そうした時、どのように他の人が手を差し延べられるかが大切なのかなと思う。



遠藤 後藤先生には法律家の立場として、新しい取り組みや方向性を。

後藤 すぐにでもできることは、理不尽な制度はできるだけ早く直さなければならないということ。一つは経済的支援。^{※4}犯給法の改正で少しはよくなったが、まだまだ額が少ない。重傷病給付金といってけがを受けた人の給付が3年に限られるのはおかしい。加害者が刑務所に入ってけがしたり病気をしたら死ぬまで完全な医療

を受けられるのに、なぜ被害者は3年、上限120万と言われなければならないのか。被害者に対する加害者の損害賠償はほとんどない。明石市が条例を作って、一部支給とかやってくれているが。全額国の立て替えは難しいが、上限を決め、一部を立て替えた上で債権回収を国がやるとかやれることはある。全額回収されないまでも、そこそこ資力のある加害者もいるので、そのくらいのことは国なり行政がやるべきで、全部被害者に「訴訟を起こすのは被害者の自由」みたいなのは理不尽。冷淡な制度が残り過ぎだ。

離婚した元妻に対する養育費の不払いで、子供を抱えた元妻が貧困から虐待に至る連鎖がある。これに通じるものがある。弱い立場の人に、国とか自治体が一步踏み込んで支援する。それは難しいことではない。

養育費の立て替えや回収代行は、諸外国でも当たり前でやっている。被害者側に理不尽で冷淡な制度を変える。そのことをまずはやってほしい。

遠藤 やらないといけないことの障害は何か。

諸澤 マスコミは関西と東京で温度差がある。1990年代、毎日のようにテレビに出ていた時代があった。親しくなったディレクター、記者に被害者を扱う話をしないかと言うと、それはダメ。テレビで被害者を扱うテーマはご法度だった。2000年代は「あすの会」の効果でいろんなことが変わった。世論が変わった。国会議員と話をすると、被害者を支援する政策、法令、法案に反対したら次の選挙で戦えませんよと言うことを聞いた。ところが、参加制度ができた後、もう被害者のことは終わったと思っている人が非常に多い。

昨年、土師さんをお願いして国会で院内集会を開いた。各党派の国会議員に、被害者対策は全然できていないことをわかってもらうために行った。あらかたやったと錯覚を与えているのが参加制度などが実現したことで、専門家であればあるほど、被害者のための施策は終わったと勘違いしている。支援者がやらなければならないのは、やってないことはまだまだある、と

※4 犯罪被害者等給付金支給法

訴えること。世論が追い風になって、「あすの会」の活動を多くの人が支持したが、今冷めようとしている。

93年、イギリスの少年事件で加害者少年2人を刑事裁判にかけよう、300人のデモがあった。94年には25万人の署名を集め、ちゃんとやれ、と。2001年、フランスの人権裁判所に提訴した弁護士がいて、刑務所に少年を長年入れるのは問題だと、再検討すべきだという勧告が出た。イギリスの外務省は無視することもできたが一応尊重して、仮釈放することになった。その時刑務所の周辺で、すごいデモが起こった。それをBBCが放送した。私が、それをNHKで、放送した番組のスタジオ解説をした。被害者遺族の側になって、多くの人が立ちあがってデモをやってますね。神戸の事件の後はどうですか、そんな動きをする人は誰もいない。むしろ少年法はこうなっているからしょうがない、としました。法律家はそういう感覚があるかもしれない。その法律がおかしいということを味わわなければいけない。当事者の努力によって少年法は変わる。じゃあ、一般の人は何をしたか。まして支援者は何をしたか。ということを改めて考えてほしい。多くの国民が被害者の立場で考える国にしなければならない。そうすれば、当然見えてくるものがある。被害者の立場に立ってこの制度を考えたら、おかしいことはたくさんある。それを問題視して変えていく。これから被害者の復興期の第2ステージにしていかなければならない。

遠藤 会場からのご発言をいただきたい。

土師守 少年法はまだ変えなければならないところがある。被害者の遺族としては「あすの会」がなくなったからといって、被害者問題が終わったわけではない。変えていくべきところは変え、問題を訴えていく。

高橋正人^{※5} 経済的補償の話が出た。何が障害なんだ、なぜ進まないんだと言うのは簡単。発想が逆転している。数年前、治療費は1年分補償しろ、そして今回3年分は補償しろ、と伸びてきた。その政府や警察庁の理屈は何かと言ったら、



1年で7割の人が救われる。3年だと99%の人が救われるという統計が出ている。もっともらしいが、考えてみてほしい。3年で治療費が賄える人、3年以上たってもまだ治療費が出てる人、どっちが苦しい。もちろん3年以上。だったら発想が逆。その1%の人に先に予算を。予算が余ったら、1年から3年で治る人に予算を。次は半年以上1年以内。で、申し訳ないが、3カ月以内で治る人には予算が足りないから泣いていただく。これが本来の発想だろう。発想の逆転があるから、いつまでたっても、本当に救われるべき人が救われない。

過去の被害者は救済されない。過去の被害者が救済されず、今こうして苦しんでいることは、どういうことか。15年以上、18年以上苦しんでいるのに、1銭の給付もしない。ここに最大の問題点があると思っている。まず救済すべきは1%であり、過去の被害者で未だに苦しんでいる人が最初に救済されるべきだ。

私がずっと「あすの会」に関わってきて、被害者と関わりを持たなかった日はまずなかった。私に被害者の気持ちはわからない。そう思おうと思った。そう思えば、今日の前にいる生の被害者の声が、素直に入って来るんだなど。諸澤先生、後藤先生、私は所詮学者であり弁護士。しかし、林さんと寺田さんは、まだ苦しんでいる人たち。この人たちの意見だけは素直に聞いてほしいと思う。

林 大阪府の条例づくりをやっていて、近隣でいえば兵庫県。立派な支援センターがあるのに、なぜ兵庫県に支援条例がないのか、ここにいる皆さんが井戸知事に対する圧力を強めていただくことを期待している。

※5 高橋正人氏 弁護士。元「あすの会」副代表幹事

寺田 少年法は撤廃したらいい。なぜ犯罪した者を、年齢で処遇を分けるのか。こんなおかしいことはない。いきなりそんなことを言っても、反対する人が多いから言わないが、心の底で少年法なんて撤廃すべきだ、と思っているのが本音。そもそも弁護士は被害者の敵だった。ところが基本法ができて、裁判の様子がころっと変わって、さらに参加制度ができて、裁判が変わってきている。でも根強く残っているのが、いい弁護士はたくさんいるが、弁護士会の変な動きをする。岡村先生が、最後にし残したことは裁判所と戦うこと。おかしな裁判は多いし、裁判官はまともな考え方をしているのかという事例がいっぱいある。

後藤 ずっと課題なのは、被害者のいろんな権利。精神的な支援は、被害者が子どもの場合はそうだし、お父さんお母さんを亡くされた子どものケアもそうだし、兄弟が被害に遭った子どものケアもそうだが、それがぼっかり抜けている。家族を殺されたり、傷つけられたりして残された被害児童についても、まだまだ日本は遅れている。専門的な治療が必要だ。

諸澤 薬丸岳の原作の「友罪」という映画の試写を観てコメントをくれと制作会社から言われた。私は少年法はやめちゃえという考えではなくて、少年法の保護主義が間違ってると思う。保護主義とは被害者と接触させない、社会からも隔離してしまう、密かに社会に出してくる。これは絶対だめ。事件と向きあい、遺族と向きあい、社会と向きあって更生をするべきだ。匿う、接触させないというのは絶対間違ってる。この映画はそれを描いている。密かに処遇してこの世に戻ってきて、町工場に勤める。この少年Aの今後の人生はどうか、この日本の制度の欠陥を見事に描いている映画だと、私は解釈した。少年法の保護主義で逃げてはだめ。ちゃんと事件に向き合って、遺族と向き合って、社会に顔を出して、それでだんだん周りから許されて戻ってくる。こっそり社会復帰するのはとんでもない。欧米的にはちゃんと関わりながら、10年、20年かけて社会復帰する制度を持ってい

る。日本だけはただ密かに匿っている。絶対やめさせなければいけない。

遠藤 行政の取り組みに問題があれば。

服部哲也^{*6} 神戸市は2013年に犯罪被害者の支援条例を作った。今年7月に条例改正し、マスコミに取り上げられた。土師さんや「あすの会」の皆さんのご意見を聞きながら、兄弟支援をする。条例ができて数年経って、被害者の環境や立場は変わる。加害者が出てくる、そこに被害者の不安を長期的カバーする必要がある。経済的補償では、被害の支援額も少しずつ上げた。

遠藤 世論にはマスコミの影響が大きいと思うが。

永谷和雄^{*7} 諸澤先生に「関西の意識は東京よりも高い」とおっしゃっていただき、私も、土師さんの事件以降、兵庫県の記者は意識は高いと思ってきたが、兵庫県の事件、事故でも明らかに被害者の権利を無視した報道もあった。これまで以上に、せめて兵庫県から被害者の権利の確立に向かっていい報道ができたらなと感じている。

遠藤 基本法もでき、基本計画も第3次、第4次ということで、できてきているという幻想の中で活動していたなど。お話を伺ってあらためて日頃、問題意識を持たないといけないと反省させられた。

思っているも声を上げないというのが日本人なのかなと思うが、その中で「あすの会」の方々のご苦労されたところをあらためて強く感じられると思うし、今後私たちは、声を上げていかなければいけないし、社会全体として上げていかなければいけないと、今日思った。会場にいる皆様が、次に何をしていかなければいけないか、ここで決意というか、新たな思いを持つことができたと思う。

※6 P12参照

※7 P13参照

犯罪被害者の人権を守るために

土 師 守

私の次男の命が奪われた事件が発生したのは1997（平成9）年5月のことでした。当時は、犯罪被害者や遺族を取り巻く状況は本当に酷いものでした。特に私たちの子どもの事件は少年事件であったためにさらに状況は悪いものでした。

事件の翌年、私は手記を出版しましたが、その中で犯罪被害者、遺族が置かれている問題点のいくつかを記載し、問題提起をしました。

2018（平成30）年6月3日に「全国犯罪被害者の会（あすの会）」が18年に及ぶ活動に終止符を打ちました。この会は、2000（平成12）年1月23日に岡村勲弁護士を中心として、犯罪被害者の権利を確立するために設立されました。私も会の活動内容に共鳴し、共に活動したいと考え参加しました。

「あすの会」の活動により、2004（平成16）年12月に犯罪被害者等基本法が成立しました。2008（平成20）年には被害者参加制度・損害賠償命令制度が施行されました。また犯罪被害者等給付金法と少年法が改正され、少年審判において被害者の審判傍聴が可能になりました。2010（平成22）年には殺人事件における公訴時効が廃止されました。

「あすの会」の活動の成果は他にも多くあります。しかしながら、幹事を含め古くからのメンバーは、自らの活動の成果の恩恵は殆ど受けていません。自分たちが活動の成果を受けることが出来ないとかわかっていて、自分たちが味わった悔しい気持ちを、次の被害者には味わわせたくないという、ただその思いで活動してきました。私は、このことについては本当に誇りに思っています。

「あすの会」の活動により、犯罪被害者等を取り巻く状況は劇的に改善しましたが、まだまだ改善すべきことは多いと思います。今後は、支援者、支援団体の方々とも力を合わせて、被害者問題が少しでも改善するように頑張っていきたいと思います。

Profile

土師 守（はせ まもる）

1956（昭和31）年神戸市生まれ、神戸大学医学部卒業。放射線科医師。

1997（平成9）年5月次男を殺害され、被害者遺族となる。

2000（平成12）年5月全国犯罪被害者の会（あすの会）に参加し、犯罪被害者の権利確立のための活動を行う。

2001（平成13）年NPO法人ひょうご被害者支援センターの設立準備メンバーとして参加。以降、役員として活動している。

「あすの会」に学んだ行政の役割

神戸市危機管理室 地域安全推進担当課長 服部 哲也

あすの会の皆様と初めてお会いしたのは、2016（平成28）年の6月です。神戸市の条例や支援制度について関西集会で話をしてほしい、とご連絡をいただいたのです。当時着任したばかりの私が、会の皆さんを前に何を話せばいいのだろう？と大変戸惑いながら、会場の「あすてっぷ神戸」に向かったことを今でもよく覚えています。神戸市の条例を草案段階からご尽力いただいた土師さんや寺田さんをはじめ会員の皆様に淡々と制度を話しても、まさに釈迦に説法。結局、たまたま前職だった長田区役所で全国的に報道された女兒殺害事件の二次被害等を目の当たりにして感じたことをそのまま話しました。

その後、関西集会には、何回か出席させていただいたり、お酒の席で様々な立場の人のお話もお聴きしながら会員の皆様の置かれた状況や心情、社会における被害者支援の認知度等について少しずつですが知ることができました。それが今回の神戸市の支援制度の拡充、条例改正にもつながったのでは、と思います。

また、被害者支援の問題を考えると、社会における他の様々な課題や矛盾にも通じると気づかされることがよくあります。行政マンとして、大変貴重な機会をいただいたと感謝しております。今後は、拡充した制度を真に活かしていくために、最初に被害者や遺族に接することになる市職員に被害者支援についてまずよく知ってもらわなければならない、と強く思います。

あすの会の皆様、長年にわたる活動、大変おつかれさまでした。これからは、「つなぐ会」として引き続きご指導をよろしく願いいたします。

条例改正等に伴う新たな支援メニュー

新設	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者家庭の子どもに対する教育支援（1/2補助 1人あたり上限50,000円） ・就労準備金の支給（1/2補助 上限100,000円） ・プライバシー保護のための諸手続のワンストップ申請 ・精神的被害の回復支援として、支援団体に対する被害者の心理相談事業の委託（1人10回程度まで） ・転居後の家賃補助（1/2補助 上限30,000円 1年以内）
拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・一時支援金の増額（遺族30→50万円、重傷病10→15万円） ・市営住宅の家賃免除（1年以内） ・再転居助成（転居費助成 1回限り18万円→2回） ・家事助成・一時保育助成単価の増額（家事 2,500円→3,000円/時、保育 2,000円→3,000円/日）

Profile

服部 哲也（はっとり てつや）

1993年度神戸市入庁、みなと総局や企画調整局を経て、2016年度から現職。2014年9月長田区役所在職時に、全国に衝撃を与えた小1 女兒殺害事件が発生。事件直後から二次被害に苦しむ地域や学校などの現場を目の当たりにする。

「あすの会」との18年間で振り返って

サンテレビ報道部長 永谷和雄

被害者の権利確立を求め、長年にわたり活動を続けてきた全国犯罪被害者の会＝通称「あすの会」が、2018年6月その活動に幕を下ろしました。「あすの被害者のために」懸命に活動してきた18年間。この年月は私の記者生活とほぼ重なります。

私が被害者問題に関わるきっかけは、兵庫県稲美町の集団暴行事件で長男を亡くされた高松由美子さんとの出会いです。2000年当時、私は入社11年目で、東京支社から報道部に転勤してきたばかり。その頃幼い子どもを抱えていた私にとって、高松さんの事件は決して他人事ではありませんでした。「事件に関った少年たちに必ず責任を取らせる」。最愛の子どもを亡くした母親の訴えは、私の心を強く揺さぶりました。

その後、高松さんも会員だった「あすの会」の集会に顔を出すように。不勉強ながら、犯罪被害者に何の権利もないことを初めて知りました。「これでは被害者はやられ損だ」。私は自身のライフワークとして被害者問題に取り組むことを決め、「あすの会」の取材を続けました。

「あすの会」との関わりで最も思い出に残る出来事は、なんと言っても被害者の権利を初めて認めた犯罪被害者等基本法の成立です。その際には「犯罪被害者の叫び」という討論番組を制作し、サンテレビのスタジオに高松さんら「あすの会」のメンバーをお呼びしました。また、基本法の民主党側の窓口だった泉房穂衆議院議員（当時）もゲストとして番組に招き、泉氏と「あすの会」をつないだことも大変意義深いことです。現在明石市長に転身した泉氏が、全国で最も進んだ被害者支援条例を制定していることは、皆さんもご存じの通りです。

今、犯罪被害者が当たり前だと思っている制度は、ほとんどが「あすの会」の活動の成果と言えます。しかし、被害者を取り巻く課題はまだまだ存在します。改めて「あすの会」の功績を称えるとともに、

残された課題をどのように解決していくか社会全体で考えていきたいと思えます。



Profile

永谷 和雄（ながたに かずお）

1990年サンテレビ入社。遊軍記者などを経て、2003年警察・司法キャップ。2009年本社デスクとなり、2017年から現職。

犯罪被害者問題、司法制度改革、匿名報道などをテーマに取材を続ける。

全国犯罪被害者の会「あすの会」とセンターのつながり

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター 事務局長 田中実恵子

私が「あすの会」のことを深く知るようになったのは、1997年神戸市須磨区連続児童殺傷事件で犯罪被害者遺族となられた土師守先生との出会いがきっかけです。その後土師守先生は、「あすの会」に入会され、私もご縁があって2008年、ひょうご被害者支援センターで活動することになりました。

センターは、今まで「あすの会」の会員の方には、大変お世話になってきました。

特に、毎年1回センターで開催するシンポジウムには、「あすの会」の会員の方に講演をいただきました。本村洋さん、松村恒夫さん、林良平さん、2016年に山形の犯罪被害者遺族児玉昭平さんと鼎談された土師守さん、今年のシンポジウムで基調講演して頂いた、元「あすの会」顧問の諸澤英道先生、顧問弁護団の高橋正人、後藤啓二弁護士。

そして、命の大切さを学ぶ授業では、高松由美子さん、一井彩子さん、坂口真弓さん、関係機関での会議では曾我部とし子さん。

さらに、2017年度のグリーンケア講座では、寺田真治さんが「大切な家族を亡くして」というテーマでご講演頂きました。

そして、何より犯罪被害者等基本法の成立にご尽力され、この基本法を受けて各市町に犯罪被害者支援条例が制定されたことは被害者の皆様にとってなによりありがたいことです。

私たち、支援者は、犯罪や交通事故の被害者に付き添って裁判に行きますが、実際にこの制度を利用された被害者の方は、「頑張って裁判に参加してよかった。前を向いていくことができます」とお話しされます。会員の皆様の「次に被害に遭った人たちのために」というお気持ちは確実に繋がっていると思います。

幸い「あすの会」関西集会は「つなぐ会」として活動を続けられるとお聞きしました。これからも、どうぞよろしく願いいたします。

「つなぐ会」の今後ますますのご発展をお祈りしています。

Profile

田中 実恵子 (たなか みえこ)

2008年5月 ひょうご被害者支援センター 事務局

2009年1月 ひょうご被害者支援センター 事務局長

10月 ひょうご被害者支援センター 事務局長 兼 犯罪被害相談員



こんにちは。仕事を始めて20年間で、体重を30キロ増やしてしまった監事の西谷です。10年ぶりの同窓会が控えており、前回の同窓会で笑われたことを思いだして、2018年6月、20キロの減量を決意しました。

ネットや書籍で色々勉強し、おおよそ次のとおりダイエットメニューを組みました。

- ①食事制限（朝：果物のスムージーのみ。昼：500キロカロリー以内で自由に。夜：糖質オフ、タンパク質100gまでであとは野菜のみ）
- ②ウォーキング（往復6キロを徒歩で通勤。ヨガの呼吸で歩きます）
- ③1日7分だけ運動（スマホのアプリで。「7分 エクササイズ」と検索するといろいろみつかります）
- ④レコーディング（朝晩体重計に乗りました）

夜の食事制限に苦しみましたが、字数の都合で途中経過は省略。

3か月続けた結果は、体重89.5キロ→69.0キロ（月平均6.8キロ減）で目標達成!!（身長は167cmです）

ただ、同窓会は、いつの間にか申込期限を過ぎており、せっかく痩せたのに参加できず。また、最近購入した調理器具（遠赤外線網焼き器）のおかげで食事がおいしくなったせいで、食欲のコントロールが効かずリバウンドが始まり、原稿執筆時点（2018年11月5日）で71kg…。

最後に、途中、明らかに顔色が悪くなったことがありましたので、参考にさせていただくかどうかは、自己責任でお願いします。

私の健康法

電話相談員に聞きました



自分に合った健康法と思い実行しているのは、外出時の階段利用、家の中ではこまめに体を動かすくらいですが、每晚続けていることが1つあります。それは、テレビを見ながら寝っ転がり、手足を伸縮させる楽々ストレッチです。もう3年は続けています。また健康は心身共に大切なことなので、何事もその時に真摯に向き合った後は、「なるようになる」と思うことです。そしてあと1つ。どうしてもやめられないおやつは、心の安定剤です。 (H・N)

私の健康法はよく寝ること、よく食べること、そして歌を歌うことです。中でも、歌を歌うことが何よりも健康維持に役立っています。1週間に1回みんなで集まり、2時間殆ど立ったままで練習しています。声を出すためには、腹式呼吸は欠かせません。そして何より良い姿勢を保つことが大切です。眼も耳も口も頭も使い、仲間で奏でるハーモニーに包まれて過ごす時間は、何事にも代えがたく、精神的にも肉体的にも充実したひとときです。 (Y・S)

健康とは健やかに生きること。心身共に前向きに生きることです。私の趣味は山登りです。最初は登るのも最後尾でしたが、今は先頭グループで頑張っています。歩くだけの有酸素運動だけではなく、筋力の大切さを身をもって知りました。ロコモティブ（運動機能低下）にならないよう、筋力を保つため、筋トレに通って4年目を迎えました。食事もたんぱく質を摂るように心がけています。前向きな気持ちでまだまだ若い者には負けないぞ、という気持ちで日々努力を続けています。 (M・M)

身近にできる社会貢献活動

❖ ポスター掲示

県民の皆様へ、センターのことを知っていただくため、ポスター掲示にご協力をお願いします。例えば町内の掲示板や公共の建物、ご自宅の外壁等で、団体・個人を問いません。サイズをご確認の上、事務局へ連絡いただければ送付いたします。

ポスターサイズ (単位mm)
大=A2版 (縦594×横420)
中=B3版 (縦515×横364)
小=A4版 (縦297×横210)



「よりそい」のポスターは中・小サイズのみ扱いとなります。

❖ 本で支援の輪 (リング) が広がってほしい、という願い

読み終わった不要な本、CD、DVDを「贈与承諾書」と共に梱包。

買い取り業者 **「株式会社バリューブックス」** ☎ 0120-826-295

にお電話いただくと、ご指定の時間に宅配業者が集荷に伺います。買い取り業者にて、送付いただいた本を査定し、その金額がひょうご被害者支援センターに寄付されます。

※「贈与承諾書」は事務局 (078-362-7512) にお申し付け下さるか、ひょうご被害者支援センターのホームページからダウンロードしてください。



❖ 社会貢献型自動販売機

清涼飲料の売上の一部が社会貢献活動への寄付になる自動販売機です。地域住民や社員・職員など誰もが使う機会のある身近な自動販売機で社会貢献に取り組むことができます。

❖ クリック募金

ひょうご被害者支援センターのホームページにバナー広告を掲載いただき、バナーへのクリック数に応じてご寄付をいただいています。

❖ 募金箱の設置

募金箱の設置をしていただけるお店や企業のご協力をお願いしています。県民の皆さまが募金にご協力いただくことにより、被害者支援活動に貢献し、被害者の方々の支援をすることになります。



賛助会員 (年会費)	個人 一口 1,000円 (何口でも可)	賛助会員 寄付金のお申込みはセンターホームページからお申込みください。
	団体 一口 10,000円 (何口でも可)	払込先 [口座名義] 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター
寄付金	寄付金はいくらからでも結構です	①三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通預金 3284322
		②ゆうちょ銀行 00940-7-305791

◎ 賛助金、寄付金のお支払いにクレジットカードがご利用できます

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター電話相談 祝日・8/12~16・12/28~1/4は除く

犯罪被害全般

性被害専用 ひょうご性被害ケアセンターよりそい

なやみみんなで
☎078-367-7833
火・水・金・土 午前10時~午後4時

なやみなし
☎078-367-7874
月・火・水・金・土 午前10時~午後4時



発行日: 2019年1月
発行者: 公益社団法人
ひょうご被害者支援センター
事務局: TEL 078-362-7512
URL: <http://supportthyogo.org>

編集
後記

「あすの会」は解散しましたが、関西集会は、「つなぐ会」の名前で引き続き活動を続けていけることになりました。そこで「つなぐ会」の12月例会に出席し、シンポジウムにご協力頂いたお礼と、会員の皆様へ、ひょうご被害者支援センターに望むことをお尋ねしてきました。お返事は、「いい支援をしてください。支援センターのリーダーとなるように頑張ってください。つなぐ会とは連携を取っていきましょう」と暖かい激励の言葉をいただきました。ありがとうございました。